342

質問第三四二号平成二十三年七月二十一日提出

海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する再質問主意書

提出者

浅

貴

野

博

海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する再質問主意書

獲及び輸出 えている。このような考えを踏まえ、これまでロシア側との間で様々な意見及び情報の交換を行ってきてい ともに、海洋生物資源の保存等の観点から、我が国としても必要な協力を行っていくことが重要であると考 る。」との答弁がなされ、 「政府答弁書」 の問題については、 (内閣衆質一七七第一八一号) 海洋生物資源の保存の重要性についての政府の見解が披歴されている。右と「前 ロシア連邦政府が自国の法令に基づく取締りを強化することが重要であると には、 「ロシア連邦の法令に違反して行われる水産物の漁

『ポートクリアランス』も積出証明書として取り扱ってきたが、 「政府答弁書」には「ロシア連邦の漁船については、 平成十四年三月までは、 我が国政府とロシア連邦政府との間で協 貨物税関申告書とともに

回答弁書」

(内閣衆質一七七第二七五号)を踏まえ、

再質問する。

議を行った上で、 同年四月以降は、 貨物税関申告書のみを積出証明書として取り扱うこととしているとこ

ろである。」と、外国人漁業の規制に関する法律(以下、 「外規法」という。)について、二〇〇二年四

月以降、 ポートクリアランス(PC)ではなく貨物税関申告書(GTD)が積出証明書として取り扱われ

ることになったとの答弁がなされている。右の「外規法」 の適用か適用外かを判断する書類が変化したこ

書 う事態が生じた、 解並びに、 シア漁船 な事実は、 行する事態を生じさせることにつながるという事態も生じた。 に対しロシア水産物の運搬が行われ、 玉 とにより、 入港するロシア漁船 の船籍を持つ船が大幅に増え、 では の入港数の減少や、 「貨物税関申告書のみを積出証明書として取り扱うことにより、 事実上我が国への入港規制 GTDを積出証明書として取り扱い、 承知していない。 政府として右の事態が生じることを事前に想定していたか否かを問うたところ、 ロシア連邦 の数は大幅に減少し、その漁船は韓国へ向かうという状況も生じた。 第三国の船籍を持つ船の増加に関し、そもそも職務として把握しているのが の水産物を運搬する第三国 との答弁がなされている。 漁船による漁獲と運搬船による運送という分担がなされ、 が強化されたことと等しい状況が生じた。 ロシアの極東海域における水産物の漁獲量を増やし、 ロシア側に逐次照会することとなり、 の船籍を持つ船が大幅に増えた等の しかし政府、 前回質問主意書で、 特に水産庁として、 口 シア連邦の漁船 結果、 右についての政 手続きが煩雑 それ以降我 また更に、 我が国 御指 我が国と韓国 資源保存に逆 が 韓国 前 摘 回答弁 に向 府 が 0 第三 の 口 よう 化し の見 国 か

一で触れたように、 我が国に入港していたロシアの漁船の数が減った分が韓国に向かい、 韓 国 一の輸入が

当然ではな

いのか。

増大するのは当然の流れと言える。その結果として、 一二、六七八トン、 のカニ輸出量は、 一四,〇二九トン、一二,五〇〇トン、一七,四一三トン、一八,八二五トンと、平 平成十三年から十九年までの七年間を見ても、 韓国国際貿易協会の統計によると、 一,八八八トン、一二,〇四五トン、 ロシアから韓国

三 二の統計で示したように、PCからGTDへという「外規法」の適用の変化により、 国に向かうという事態を、 このような事態が生じることを検討してきたか。再度質問する。 政府、 特に水産庁として想定していたか。また、 ロシアとの種々の協 ロシアの漁船が韓 議 の中

成十四年以降極端に増加しているが、右の統計を政府、

特に水産庁として把握しているか。

四 ア側に照会している。 二十五号)第一条に規定する書類 と問うたところ、 を行っていることに他ならず、法治国家、独立国家が行う行政手続きとしては問題があるのではない 否かを確認する際に使われる書類が、 PCからGTDへという「外規法」 「前回答弁書」では「外国人漁業の規制に関する法律施行令 前回質問主意書で、右は政府として、ロシアからの一方的な情報に基づいて右 (以下「積出証明書」という。)として取り扱っているロシア連邦の貨 PCからGTDへと変更された。そして政府はGTD 適用の変化により、 ロシア漁船が 「外規法」 (昭和四十二年政令第三百 適用の対象外となるか の真偽 をロシ のか 確認

外国 右 障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。 か 物税関申告書については、 にあるように、 しながら、 人漁業の規制 その具体的な確認方法を明らかにすることは、 明確な答弁を避けているが、GTDは前回質問主意書で質問した通り、 に関する法律 ロシア側とも協力しつつ、その真偽 昭 和 四十二年法律第六十号) ロシア側との協力及び同法の適切な運用に支 の適切な運用に努めていく考えである。 の確認を行っており、 今後とも引き続き、 ロシアの思惑如 政府は

五 あるか否かを明確にした上でGTDを判断すべきであると考えるが、 D G T D が偽造されたものなら、 も犯罪に該当する。 の偽造はロシア国内における犯罪であり、 右は、 船舶に積載されている水産物も密漁されたものである可能性が生まれるが、 我が国としてロシアと協力して国際捜査をするべきことであり、 ロシアの犯罪として処理すべき刑事問題である。 政府、 特に水産庁の見解 如何。 犯罪で G T 当

何で情報を操作できる書類ではないのか。再度確認を求める。

六 外国からの情報に基づいて行われることは、 て困難であり、 またGTDはロシアが作成する、 つまりはロシア側からの情報に基づいて判断せざるを得なくなる。 ロシアの書類である。 法治国家、 独立国家が行う行政手続きとして大いに問題があ そのGTDの真偽を我が国が判断するのは極め 我が国の法 の適用が、

ると考えるが、政府、特に水産庁の見解を再度問う。

七 六〇トンと激減している。これは、 ている。 とに起因するものと考える。しかし実際には、第三国を経由したロシアから韓国への輸出は多いと言われ 二と同様の韓国国際貿易協会の統計によると、 我が国としても、 ロシアとIUU協定を結ぶべく、現在協議を続けているものと承知するが、 韓国とロシアの間で密漁密輸防止協定 平成二十二年のロシアから韓国へのカニ輸出量は五 (IUU協定) が締結されたこ 確 兀

八 られないと考えるが、 我が国として、 各国 一一条件で行わなくては、必ずどこかに抜け道ができ、 ロシアとIUU協定を結ぶにしても、 政府、 特に水産庁の見解如何。 日口間のみでなく、 真に密漁、 密輸の防止に資する効果は得 幅広く周辺国家を巻き込ん

認を求める。

九 うべきものであるものの、 見解を政府は示している。 を無視した方法、 「政府答弁書」にあるように、 また極東海域の多国間の状況を考えない力による規制ではなく、 海洋資源生物保存の観点から、 「外規法」 ロシアにおける密漁、 の無理な適用や、 ロシアとのIUU協定の締結等のような経済原理 密輸の取り締まりは、 我が国としてもそれに協力する必要がある旨の 一義的にロシアが自国で行 ロシア国内の問題を解

決するための方法として、同国内の各種法律や行政手続等の漁業規律を、より透明性が高く公平、公正な

ものとなるよう、協力、援助をしていくべきではないのか。ロシアが自ら行うべきことに、 我が国が過度

に首を突っ込み、自国の法律の適用を変え、結果的に所期の目標と逆行する結果を生じさせている現状を

是正する必要があると考えるが、政府、特に水産庁の見解如何。

右質問する。